

議案第 50 号

平成21年度鎌倉市一般会計  
補正予算（第5号）

平成21年度鎌倉市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ547,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,886,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

平成21年12月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
55 国庫支出金		4,908,270千円	△45,786千円	4,862,484千円
	5 国庫負担金	2,520,627	97,103	2,617,730
	10 国庫補助金	2,338,484	△142,889	2,195,595
60 県支出金		2,637,696	86,780	2,724,476
	5 県負担金	1,009,655	48,552	1,058,207
	10 県補助金	1,219,948	38,228	1,258,176
75 繰入金		1,519,133	410,732	1,929,865
	5 基金繰入金	1,506,933	410,732	1,917,665
80 繰越金		1,433,917	46,074	1,479,991
	5 繰越金	1,433,917	46,074	1,479,991
90 市債		3,582,100	49,300	3,631,400
	5 市債	3,582,100	49,300	3,631,400
歳 入	合 計	57,339,000	547,100	57,886,100

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 議会費		431,828千円	△ 7,476千円	424,352千円
	5 議会費	431,828	△ 7,476	424,352
10 総務費		8,166,860	315,239	8,482,099
	5 総務管理費	6,577,493	359,561	6,937,054
	10 徴税費	779,922	△ 1,789	778,133
	15 戸籍住民基本台帳費	374,762	△11,568	363,194
	20 選挙費	318,796	△30,677	288,119
	25 統計調査費	44,645	△ 2,568	42,077
	30 監査委員費	71,242	2,280	73,522
15 民生費		15,408,557	39,821	15,448,378
	5 社会福祉費	8,525,292	221,978	8,747,270
	10 児童福祉費	5,263,856	△ 172,975	5,090,881
	15 生活保護費	1,617,798	△ 9,182	1,608,616
20 衛生費		5,629,778	48,175	5,677,953
	5 保健衛生費	1,542,038	63,377	1,605,415
	10 清掃費	3,754,847	△10,073	3,744,774
	15 環境対策費	332,893	△ 5,129	327,764
25 労働費		345,210	△ 169	345,041
	5 労働諸費	345,210	△ 169	345,041
30 農林水産業費		497,907	△ 8,904	489,003
	5 農業水産業費	497,907	△ 8,904	489,003
35 商工費		562,314	19,544	581,858
	5 商工費	562,314	19,544	581,858
40 観光費		291,014	△ 671	290,343
	5 観光費	291,014	△ 671	290,343

款	項	補正前の額	補正額	計
45 土木費		10,095,959円	116,164円	10,212,123円
	5 土木管理費	1,575,890	41,042	1,616,932
	10 道路橋りょう費	995,926	7,485	1,003,411
	15 河川費	124,636	△ 6,557	118,079
	20 都市計画費	7,226,442	75,339	7,301,781
	25 住宅費	173,065	△ 1,145	171,920
50 消防費		2,707,758	△17,230	2,690,528
	5 消防費	2,707,758	△17,230	2,690,528
55 教育費		6,585,561	42,607	6,628,168
	5 教育総務費	1,375,057	84,207	1,459,264
	10 小学校費	1,241,796	△34,465	1,207,331
	15 中学校費	1,460,730	7,017	1,467,747
	20 社会教育費	2,112,261	△ 5,569	2,106,692
	25 保健体育費	395,717	△ 8,583	387,134
歳 出	合 計	57,339,000	547,100	57,886,100

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
鎌倉市川喜多映画記念館 管 理 運 営 事 業 費	平成21年度から 平成26年度まで	千円 171,600
鎌倉市障害児活動支援センター 管 理 運 営 事 業 費	平成21年度から 平成24年度まで	28,350
腰 越 保 育 園 給 食 費 調 理 委 託 事 業 費	平成21年度から 平成24年度まで	54,105
鎌倉市名越・今泉クリーンセンター 収 集 運 搬 一 部 委 託 事 業 費	平成22年度まで	83,587
大 船 駅 西 口 公 共 広 場 内 建 築 工 事 監 理 業 務 委 託 事 業 費	平成21年度から 平成22年度まで	7,700
( 仮 称 ) 山 ノ 内 東 瓜 ケ 谷 緑 地 土 地 買 収 費	平成21年度から 平成25年度まで	270,000

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業費	千円 1,508,000	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金又は地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 1,557,300	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金又は地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
合 計	3,582,100				3,631,400			